

# 江能 IT 推進プロジェクト 規 約

(名称・事務局)

第 1 条 本プロジェクトは江能 IT 推進プロジェクトと称する。  
本プロジェクトの事務局は広島県佐伯郡能美町鹿川 2076-1 に置く。

(目的)

第 2 条 本プロジェクトは江田島,能美島における通信環境を整備するための活動,及び,  
パソコン講習会などの活動を通じて,町民の IT 意識の向上とインターネットの  
普及を図り,IT 推進による町おこしを目的とする。

(事業)

第 3 条 前条の目的を達成するため,次の事業を行う。

1. 江田島,能美島全域で高速通信サービスを実現するための活動
2. 初心者向けパソコン講習会の開催。
3. 町民を対象とした各種事業の企画,実施。
4. パソコン講習会指導者の養成,派遣。
5. ホームページによる IT 推進の啓蒙。
6. その他,IT 推進の普及,振興に関すること。

(組織)

第 4 条 本プロジェクトは江田島町,能美町,沖美町,大柿町及びその近郊における本プ  
ロジェクトの趣旨に賛同する個人をもって組織する。

(会員)

第 5 条 本プロジェクトの会員は,つぎの2通りとする。

1. 会 員  
会員は会務を担当する。
2. 賛助会員  
賛助会員は,メーリングリストの購読者とし,会務の議決権は有しない。

(役員及び役員の任期)

第 6 条 本プロジェクトにつぎの役員を置く。

代 表	1名	副 代 表	1名	事務局長	1名
会 計	1名	会計監査	1名		

必要に応じて顧問を若干名置くことができる。

役員は総会において互選する。

役員の任期は1年とし,再任を妨げない。

補充役員の任期は,前任者の残任期間とする。

( 役員の任務 )

- 第 7 条 役員の任務はつぎのとおりとする。  
代表は本プロジェクトを代表し、会務を統轄する。  
副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代行する。  
事務局長は事務を処理する。また事務局員を任命することができる。  
会計は会計を処理する。  
会計監査は会計事務を監査する。

( 会 議 )

- 第 8 条 本プロジェクトの会議は、総会及び役員会とする。  
総会は年度始めに開催し、また必要に応じて、臨時総会を開催することができる。  
役員会は第6条の役員をもって構成し、総会にはかかる必要な議案及び本プロジェクト運営上必要な事項を審議する。  
本プロジェクトの会議の議決は、出席者の過半数をもって決定する。

( 会 計 )

- 第 9 条 本プロジェクトの経費は、会費・入会金・補助金・寄付金をもって充てる。  
会費は 会 員一人 年額 5,000円  
賛助会員一人 年額 0円  
とし、新規入会者は入会金 1,000円を別途徴収する。  
会計に不足が生じた時は、役員会の決議を得て臨時に徴収することができる。  
本プロジェクトの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 附 則 本プロジェクトの規約は、総会の議決を以って改廃できる。  
本規約は2002年4月20日より施行する。  
本規約は2002年5月26日より改正施行する。(事務局・目的・事業・会費)  
2003年2月7日 事務局の住所を改正

以 上